

認知症介護研修（法定研修）における留意事項

2025年度、当方で実施する認知症介護研修の受講方法は、集合研修を主として実施する予定です。また、特別警報等により研修の開催方法が変更となる場合があります。詳細については、「警報等による、研修の開催方法変更について」を確認ください。

1. 認知症介護研修

- ・ここで示す認知症介護研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター（以下「研修センター」）が実施する以下の法定研修とします。
 - (1) 認知症介護実践研修（実践者研修）
 - (2) 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）
 - (3) 認知症対応型サービス事業開設者研修
 - (4) 認知症対応型サービス事業管理者研修
 - (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・受講方法は、以下に示す集合研修やオンライン研修があります。
 - (1) 集合研修 受講者が会場に集まり受講する研修
 - (2) オンライン研修 受講者が Zoom を活用したオンラインにて入室し受講する研修
 ※各研修の受講方法は、当ホームページにて確認してください。

2. 受講申込

- ・申込責任者及び申込者（受講希望者）は、福祉のまちづくり研究所ホームページ内の『申込フォーム』又は『受講申込書』に必要事項を明記し、必要に応じて添付書類を添えて受付期間内に申込みください。

（認知症介護研修における申込みについて）

以下の方法で申込みを受付けます。

- ① **福祉のまちづくり研究所ホームページにある『申込フォーム』に必要事項を直接入力して申込**
- ② **福祉のまちづくり研究所ホームページから『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を明記の上、市町担当課へ提出**

研修番号	研修名	申込方法
1	認知症介護実践研修（実践者研修）	① 申込フォームから送信
2	認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	
3	認知症対応型サービス事業開設者研修	② 市町担当課へ申込み ※提出方法は市町担当課へ 問合せください
4	認知症対応型サービス事業管理者研修	
5	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	

※申込受付期間外の申込み、または研修番号 3・4・5 における研修センターへの直接の申込みは、いずれも受付できません。

- ・法人代表者・申込責任者及び申込者は、『本留意事項』及び『実施要項』を確認し、了承かつ合意の上申込みください。
- ・申込み前に「研修プログラム」を必ず確認し、全ての日程に参加できるうえでお申込みください。
- ・指定する様式以外での申込みは受理できません。必ず指定する様式をご使用ください。「内容の記載漏れ」「提出書類の不揃い」等は、**選考の優先順位を下げる又は受講不可とする等の不利益を受けることがあります。**提出の際は十分に確認してください。
- ・福祉のまちづくり研究所ホームページにある『申込フォーム』から直接申込みをされる場合、確認画面を印刷すると共に、**自動返信の受付確認メールを保管しておいてください。**
- ・研修センターから記載事項について確認する場合があります。必ず**申込提出書類の控えを手元に残しておいてください。**
- ・受付された提出物は、返却いたしません。

3. 受講決定

- ・申込者が定員を上回る場合等は、厳正な選考の上、受講決定を行います。受講者の決定は先着順ではありません。受講選考の詳細内容はいかなる場合もお伝えしません。また申込者が定員を下回る場合、申込期間を延長することがあります。

- ・受講可否については、研修センターから郵送する通知で確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
- ・研修センターへの申込締切日後2週間を過ぎても通知が届かない場合、連絡してください。通知の郵送が遅れる場合は、福祉のまちづくり研究所の「最新ニュース」にてお知らせします。
- ・受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても受講者の変更はできません。

4. 受講料の支払い方法

- ・受講決定者には、受講可否通知発送時に『受講料振込方法』の案内をします。期限内に、その記載事項に沿って、ゆうちょ銀行の払込取扱票を用いて指定口座（ゆうちょ銀行）へ、受講料を振込んでいただきます。
- ・受講決定者には、振込手数料の負担をしていただきます。
- ・期限までに指定金額の入金が確認できなかった場合、受講をお断りすることがあります。

5. 受講辞退

- ・都合によりやむを得ず辞退される場合、速やかに研修センターへ連絡してください。『受講辞退届』を受理することで、正式に辞退の手続きが完了します。
- ・受講料を既に振込んでいる場合、『受講決定通知』に記載している期限内の辞退（キャンセル）であれば、払戻します。但し、返金は受講料から払戻しに必要な振込手数料を差引いた額となります。
- ・『受講決定通知』に記載している払戻期限後又は研修中に辞退（キャンセル）された場合、受講料の返金はできません。

※受講決定後の辞退等が無いように、『実施要項』『研修プログラム』等十分に確認した上で申し込んでください。

6. 研修日程・時間

- ・研修日程・時間は研修毎に異なります。必ず各研修プログラムを確認してください。
- ・集合研修では受付時、出席確認のため押印が必要です。毎回、同じ印鑑を持参してください。
- ・オンライン研修では、本人確認の上、Zoomの入室時間記録及び離席等のビデオ確認（録画）にて出席確認を行います。
- ・都合により研修時間等が変更となることがあります。受講決定後、研修が終了するまで福祉のまちづくり研究所ホームページを確認すると共に、研修当日の案内を確認してください。
- ・進行の状況等により、終了時刻がプログラム上の時間と比べ前後することがあります。
- ・最終日には修了式を開催します。

7. 研修会場

- ・集合研修の会場は、原則として総合リハビリテーションセンター内（神戸市西区曙町 1070）になります（職場実習・現場体験を除く）。但し、変更等ある場合、その限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- ・集合研修の会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。原則、公共交通機関でお越しください。やむを得ず自家用車を使用する場合、近隣の有料駐車場を使用してください。総合リハビリテーションセンター内駐車場は、センター内にあります病院や施設の患者様、利用者様のために設けられている旨を了承ください。
- ・特別警報等により、オンライン研修に変更となる場合は、福祉のまちづくり研究所ホームページにてお知らせいたします。
- ・オンライン研修に変更となった場合は「警報等による、研修の開催方法変更について」をご確認いただき、所属する法人代表者及び申込責任者と相談のうえ、受講環境を整えてください。入室場所を含めオンライン受講時のトラブル等について当方は一切責任を負いません。健康管理を併せて所属する法人代表者及び申込責任者の責任において、申込者本人と合意の上、受講を申し込んでください。別途示す環境を整え、他の受講者への配慮の上、受講してください。

8. 研修時の遅刻及び欠席

- ・修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義・演習を受講することが必要となります。
- ・遅刻・欠席・早退の場合、修了証の発行はできません。時間に余裕をもって入室してください。
- ・公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席は、研修当日 8 時 45 分から研修開始時間までに、必ず電話にて研修センターへ連絡をしてください。

- ・講義中の無断離席は、いかなる理由があっても遅刻や早退と同様の扱いとします。
- ・オンライン研修時に、接続や電源供給等の不具合により研修が受講できない場合、当方基準に基づき、遅刻・欠席相当とします。
- ・研修中の休憩時間については、当日のアナウンスを確認及び厳守してください。守れない場合、無断離席とすることがあります。
- ・**いかなる理由であっても、研修の欠席に伴う研修日の振替は出来ません。**

9.研修の変更及び中止

- ・警報や注意報が発表されている場合でも、下記の場合を除き研修を実施します。
- ・研修開催市町又はオンライン研修拠点（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内で開催時、神戸市西区）において、研修開始の3時間前に特別警報が発表されている場合
- ・天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合
- ・いずれの場合も研修開始時間の約3時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。但し、やむを得ない状況によりアップロードできない場合、この限りではありません。
- ・変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく、福祉のまちづくり研究所ホームページ等を十分に確認してください。
- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

10.修了証

- ・各研修における修了基準（全プログラム修了、実習報告・レポート等の修了可等）を満たしたものに兵庫県知事名の修了証を授与します。
- ・修了証には『申込フォーム』又は『受講申込書』に記載している氏名・生年月日を印字します。『申込フォーム』又は『受講申込書』の氏名及び生年月日は間違いのないよう正確に記入してください。
- ・研修センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県保健医療部健康増進課へ通知します。
- ・次の場合、修了証を取消もしくは交付できないことがあります。
 - (1)『申込フォーム』又は『受講申込書』の記載内容に虚偽があった場合
 - (2)『実施要項』及び『本留意事項』の記載内容に違反又は逸脱した場合
 - (3)欠席、遅刻、早退、離席等があった場合（研修センターが認めた者は除く）
（オンラインの未接続等も同様の扱いとなります。）
 - (4)実習提出物等の期限が守られない、研修態度が好ましくない場合
 - (5)その他、研修の目的に達成していないと判断された場合
 これらに該当する場合、兵庫県保健医療部健康増進課及び推薦市町、自職場の申込責任者（所属長）等へ通知します。

11.研修中止による受講料の返金

- ・各研修において全日程が中止となった場合、受講料を返金いたします。（既に振込みを済ませている方に限ります。但し、返金手数料は差引かせていただきます。）その他、申込時の振込手数料、本研修にかかる書類の送料、宿泊費、交通費等は返金できません。
- ・受講方法の変更や代替対応による実施、研修開催後にプログラム途中で研修中止となった場合、この限りではありません。

12.個人情報の取扱い

- ・お預かりした個人情報は以下の目的に利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修時の掲載名簿、名札の作成、研修サービス業務、研修・セミナー等のご案内の送付、その他研修センターが必要と判断したもの

- ・お預かりした個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師等、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）

- ・その他

実施確認等のため、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

13.知的財産権及び使用権

- ・申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。
 - (1)研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者である研修センターに帰属します。
 - (2)研修センターに許可なく、研修教材等の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止します。
 - (3)研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影や録音を禁止します（演習の成果物等、許可がある場合は可）
- ・研修資料、教材等の使用権を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

14. 情報漏洩防止

- ・講義の録音や研修会場の撮影はお断りしています。但し、許可がある場合を除きます。
- ・研修内容を公開するようなソーシャルメディア等への投稿は固くお断りします。

15.集合研修受講中の事故等についての対応

- ・受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
- ・不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。

16.苦情相談窓口

- ・苦情相談に関する連絡先

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター TEL 078-927-2727 (代表)
--

(問合せ先)

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター 認知症介護研修担当 住所 〒651-2181 神戸市西区曙町1070 ホームページ (研修部門) http://www.hwc.or.jp/kensyuu 質問・お問合せ (研修部門 > お問合せ) http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi ※質問・お問合せは、当方ホームページ『研修部門のお問合せ』からお願いします。 ※担当者が不在の場合、すぐに回答できないことがあります。
--